

(意見書案第 21 号)

国会決議を順守した T P P 交渉に関する意見書

12カ国が参加する T P P 交渉の閣僚会合が12月7日から10日の日程で開かれている。交渉は年内妥結を目標に掲げており、国民の暮らしと命が危機に陥るとの懸念が現実のものとなる瀬戸際の状態である。各国が深刻な対立を抱えているにもかかわらず、年内妥結を優先させる決着は避けるべきである。

日本にとって、コメなど重要5農産物の関税撤廃は到底認められないものである。衆参両院の農林水産委員会は今年4月、5農産物を関税撤廃対象から除外するよう求める決議を採択しており、自民党も「聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さない」と決議している。

よって、政府においては、二つの決議を順守した交渉を進めること、また、重要5項目が守れない場合は交渉から撤退することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

釧路市議会

内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

} 宛